第二十九号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者

江戸川区長　多田正見

債権の放棄について

左記のとおり債権を放棄する。

記

一　債権の概要

㈠　債務者　元渋谷区民

㈡　債権の名称　生活保護費返還金

㈢　債権の総額　三百二十五万六千百七十八円

二　債権の内訳

㈠　債権ア

債権の額　六十九万千二百六十八円

債権発生日　平成二十年八月一日

債権発生理由　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六十三条

㈡　債権イ

債権の額　二万百八十円

債権発生日　平成二十四年七月三十一日

債権発生理由　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十九条

㈢　債権ウ

債権の額　六万四千四百四十一円

債権発生日　平成二十六年一月二十四日

債権発生理由　地方自治法施行令第百五十九条

第２９号議案

(四) 債権エ

債権の額　六万四千四百四十一円

債権発生日　平成二十六年一月二十四日

債権発生理由　地方自治法施行令第百五十九条

(五) 債権オ

債権の額　二百二十九万八千六百七十円

債権発生日　平成二十七年三月二十七日

債権発生理由　生活保護法第七十八条

(六) 債権カ

債権の額　千八円

債権発生日　平成二十七年六月二十二日

債権発生理由　地方自治法施行令第百五十九条

(七) 債権キ

債権の額　一万二千百二十円

債権発生日　平成二十七年十月二十七日

債権発生理由　地方自治法施行令第百五十九条

(八) 債権ク

債権の額　一万二千二百二十円

債権発生日　平成二十七年十月二十七日

債権発生理由　地方自治法施行令第百五十九条

(九) 債権ケ

債権の額　一万千八百六十円

債権発生日　平成二十七年十一月十九日

債権発生理由　地方自治法施行令第百五十九条

(十) 債権コ

債権の額　七万九千九百七十円

債権発生日　平成二十八年一月十八日

債権発生理由　地方自治法施行令第百五十九条

三　放棄する理由

債務者が平成二十八年一月八日に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。